

# 労働災害防止 関係資料

令和6年度 建設工事関係者連絡会議資料より抜粋

#### IV 公共工事発注にあたり留意頂きたい事項（富山労働局）

この項では、富山労働局が作成した、公共工事発注に際し留意頂きたい事項を掲載しています。

##### 《梅雨時期・台風到来時期等における労働災害防止について》

例年8、9月を中心に、集中的な大雨とか継続的な降雨及び暴風雨等が予想され、作業箇所とその周辺及び仮設設備等に少なからず影響を及ぼし、地山の崩壊又は土石の落下、土石流・鉄砲水の発生、河川の急激な増水に起因する労働災害の発生が懸念される場所であり、関係事業者に対して発注者として、危険が予想される場合には、工事の中断、施工時期の変更、工期の延長、適正な工法又は作業方法の採用について配慮願いたい。

##### 《砂防工事等における土石流災害の防止について》

平成8年12月6日、長野県と新潟県の県境の蒲原沢において、土石流が発生し、河川で工事を行っていた建設会社の作業中の労働者14名が死亡し、9名が負傷するという重大な災害が発生したが、労働省では、この労働災害の調査結果を踏まえて労働安全衛生規則の改正を行い、平成10年6月1日から施行しており、さらに、現場の実態に応じて、事業者が配慮すべき事項や取り組むべき事項等についても具体的に明らかにした「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」を策定している。

このガイドラインに基づく安全対策の実施等を関係事業者に徹底するよう指導いただくとともに、発注者として、工事現場における状況を踏まえて、工事の中断、施工時期の変更、工期の延長、適正な工法等の採用についても特段の配慮を願いたい。

## 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の概要

### 事業者が講ずる措置

#### 1. 作業着手前の実施事項

- (1) 作業場所から上流の河川及びその周辺の状況の調査・記録
- (2) 土石流による労働災害防止に関する規程の策定
- (3) 警報用・避難用設備の設置
- (4) 監視人の配置場所の決定、又は土石流検知機器（センサー）の設置場所の決定と設置

#### 2. 工事中の実施事項

- (1) 降雨量等の把握
- (2) 降雨があった場合の措置
- (3) 融雪又は地震の場合の措置
- (4) 土石流の前兆現象が把握された場合に講ずる措置
- (5) 非難訓練の実施
- (6) 土石流発生時等の作業中止と安全な場所への退避

#### 3. 安全教育の実施

- (1) 施工計画を作成する者に対する教育
- (2) 現場の安全管理を行う責任者に対する教育
- (3) 現場で作業を行う労働者に対する教育

### 元方事業者が講ずる措置

#### 1. 元方事業者が講ずる措置

- (1) 協議会等の設置
- (2) 警報の統一
- (3) 避難訓練の統一等
- (4) 関係請負人に対する技術上の指導等作業場所の安全の確保のために必要な措置

#### 2. 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずる措置

## 《令和6年能登半島地震の復旧工事における労働災害防止について》

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、富山県内においても地割れや土砂崩れ等の被害が確認されており、現在も復旧工事が進められている。地震により被害が出た地域においては、地盤の軟弱化が懸念され、アウトリガの陥没による移動式クレーンの転倒や地山掘削時の土砂崩壊といった危険が予測される。

危険が予想される場合には、工期の延長、適正な工法又は作業方法の採用について、関係事業者に対する発注者としての配慮を願いたい。

### 《地山の掘削等に係る事項について》

1. 地山の掘削等については、的確な地質調査に基づいて、掘削工法、掘削面の勾配、掘削面の高さ、掘削時期等を計画、設計されたい。なお、掘削面の勾配及び掘削面の高さについては、地山の種類に基づく設計とされたい。
2. ボーリングなどによる地質調査においては、その範囲が狭いものも見受けられるので、可能な限り工事のすべての範囲で調査を実施されたい。  
また、発注者側で調査した結果については、施工業者側に提供するとともに、提供できない場合は、事前調査費用を計上のうえ、施工業者側での調査を指示されたい。
3. 地山の掘削に伴い、地山の状態（地質、湧水等）や気象条件が施工前の調査結果等と異なってくる場合があるので、早い段階で計画を変更されたい。（特に、小規模・短期間の工事に配慮されたい。）
4. 土石の落下の危険のある場所での工事又は切取り後の法面の下部において行う工事等については、崩壊又は落石による危険を防止するため、あらかじめロックネット、安全ネット、防護フェンス等を指定仮設物として設計されたい。
5. 上下水道工事等における掘削溝の土止め支保工については、掘削溝内に立ち入らずに組立て作業ができる簡易土止め支保工（矢板と切ばりがセットされたもの）の設置等安全な工法を採用した設計とされたい。  
なお、土止め支保工の組み立てに当たっては、あらかじめ、矢板、くい、切ばり等の部材の配置、寸法等、取付けの時期及び順序が示されている組立図を作成し、当該組立図により組立てると規定されているので、留意願いたい。
6. 上下水道工事等では、掘削の深さが浅い場合においても地質、湧水等により土砂崩壊の危険があるときや道路の端等を掘削する場合で車両の通行を禁止できないとき等には、土止め支保工による土砂崩壊防止対策を設計、積算されたい。
7. 上下水道工事等を施工する場所及び付近で過去に掘削等の工事が行われている

場合には、掘削が行われた場所、施工時期及び埋戻し土砂の状況等を施工業者に提供されたい。

8. 上下水道工事等において、掘削箇所に隣接してブロック塀、擁壁、ガス管等がある場合には、これらの損壊防止措置又は移設等について設計、積算されたい。  
また、地下埋設物等の調査費用についても計上されたい。

#### 《工事施工方法等に係る事項について》

1. 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械（不整地運搬車、貨物自動車等）については、安全に作業ができるよう十分な広さの作業場所を確保するとともに、その運行経路については、不同沈下防止及び必要な幅員の確保に配慮されたい。
2. 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による作業については、路肩、傾斜地等からの転倒・転落災害を防止するため及び当該機械との接触による災害を防止するため、誘導員の配置を徹底されたい。
3. 車両系建設機械については、荷のつり上げ等主たる用途以外の使用による労働災害を防止するため、移動式クレーン等の使用を特定して発注されたい。  
なお、車両系建設機械の荷のつり上げ作業等主たる用途外の使用については、限定された場合に認められるものであることに留意されたい。
4. クレーン機能付き車両系建設機械の使用を発注する場合には、車両系建設機械に係る資格者以外に、移動式クレーンに係る資格者及び玉掛け技能講習修了者等の有資格者の配置に留意願いたい。
5. 道路上等で移動式クレーン等を使用させる場合には、アウトリガーを最大限に張り出して作業できるように設置場所の確保に配慮されたい。これが困難な場合には、クローラーを有する移動式クレーンを使用させる等、移動式クレーンの転倒防止に配慮されたい。

#### 《墜落災害防止に係る事項について》

1. 堰堤、谷止め工及び橋脚等の工事においては、工事中のみならず、完成写真撮影時、完成構造物の測量時、補修工事時等にこれら構造物からの墜落する災害も発生していることから、足場の解体時期や完成検査時等の墜落防止対策の徹底に配慮願いたい。
2. 法面工事等については、墜落災害防止措置の徹底及び作業場所への安全な通路の確保に配慮願いたい。

3. 安衛則の改正により、令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要がある。本足場にあつては、手すり・中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体の落下防止措置が必要であり、その対策の徹底に配慮願いたい。

#### 《交通災害等第三者災害防止について》

1. 道路上における工事については、安全を確保するため完全通行止により作業を実施することとし、これが困難な場合には、一般通行車両による事故防止等のため、必要な標識等の設置及び交通整理員等の配置を徹底されたい。
2. 道路上又は道路に隣接して車両系建設機械により作業を行う必要がある場合には、誘導員の配置を徹底されたい。

#### 《一酸化炭素中毒危険作業・酸素欠乏場所における作業》

管渠の清掃工事において、酸素欠乏危険場所における作業であるにもかかわらず、その危険性を認識しなかったため、当該作業に係る資格者（酸素欠乏危険作業主任者技能講習の修了者）がいない施工業者に発注し、また、当該施工業者が管渠内に溜まった水の汲み出しに、内燃機関を有する動力ポンプを使用した上、換気も行わなかったために労働者が一酸化炭素中毒（病名としては「低酸素脳症」）となった事例があるので、工事の発注に当たっては、工事に伴い予想される危険性を十分に検討するとともに、必要な資格者の有無等を確認のうえ発注されたい。

（参考）労働安全衛生規則第578条において、「坑、井筒等の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない」と規定している。〔但し、「排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときはこの限りではない。』とされている。〕

#### 《降雪期における労働災害の防止》

例年、降雪期になると、積雪や凍結等に起因する労働災害の発生が見られるところであり、また、山間部においては、雪崩等の発生に伴う重大災害の発生も懸念されることから、降雪に伴う危険が予想される場合には、工事の中断、施工時期の変更、工期の延長、適正な工法又は作業方法の採用に配慮されたい。

#### 《発注に係る一般事項》

1. 年度末及び冬期間等一時期に工事が集中することのないよう発注時期の平準化に配慮されたい。

2. 工事発注に当たっては、施工業者に対し、工事場所の地質、地形等に応じて、災害防止のために必要な重点事項を示すとともに、当該事項に基づいて工事が施工されているか否か確認願いたい。
3. 地質等の調査結果に基づき、安全衛生の確保に配慮した施工方法の採用及び工期の設定を行うとともに、施工期間中の工期の短縮は行わないようにされたい。
4. 設計をコンサルタント等に委託している場合には、地質、地形等について必要な情報を提供するとともに、安全衛生が確保された設計がなされるよう指導されたい。
5. 設計及び工事予定額の積算に際しては、安全衛生管理のために必要な仮設経費は、判明しているもの全てを明確に指定して計上願いたい。
6. 解体工事等の短期間の工事や小規模工事においても、昇降設備の設置や足場の設置等墜落防止対策に対する仮設経費について配慮願いたい。
7. 工事発注後及び工事施工途中においても、安全衛生面で配慮すべき事項については弾力的設計変更が行われるよう配慮願いたい。
8. 工事期間中の設計変更については、施工順序・工法等の変更に伴って当初の安全衛生管理計画の見直し・変更が必要となる場合があるので、設計変更が生じた場合には、同計画を変更する必要性の有無及びその内容について確認の上、必要な指導を行われたい。
9. 工事発注に際しては、作業主任者の選任が必要な業務、有資格者による就業が必要な業務を確認の上、資格者の確保に留意願いたい。
10. 労働安全衛生法第88条の規定により計画の届出の対象となる工事等がある場合には、届出について指導願いたい。
11. 設計・積算の担当者及び工事監督員等に対して、労働災害防止に必要な知識を付与するための教育研修の実施について配慮願いたい。
12. 現場監督時等において、危険な機械設備や危険な作業等を発見した場合には、必要な指導を行われたい。また、作業主任者の選任が必要な作業や就業制限業務については、作業主任者の選任及び有資格者の就業を確認願いたい。
13. 悪天候時における作業禁止について、発注者としても施工業者に対し徹底を図られたいこと。  
又、前線の通過に伴う急激な気象変化や急速に発達した低気圧による局所的な突

風への対応については、常に気圧配置や前線の位置に関する情報に注意するとともに、工事現場内に吹き流しや風速計などを設置し、気象観察を行うよう、施工業者に対する指導を行われたこと。

14. 労働災害の防止のためには、店社における自主的・計画的な取り組みが必要であることから、当局においては、毎年、「年間安全衛生管理計画」の作成及び監督署への届出を誘導しているところであり、工事施工計画の提出を求める際には、「同計画書」の写の提出を求める等施工業者の自主的な安全管理活動の定着に配慮願いたい。

## V 発注者の設計等に問題のあった事例等

・富山労働局では、過去に以下の事例を把握しています。

番	工事の種類	設計の内容、工法等の問題点等	措置内容
1	道路改修工事	側溝掘削工事に際し、発注者及び施工業者において埋設物等の調査を行っていたが、コンクリートブロック壁等の建設物の倒壊の危険の有無についての調査を行っていなかった。 掘削溝内で作業していた労働者が倒壊してきた掘削溝横のブロック塀と道路に挟まれ死亡した。	発注者に対して、地山掘削を伴う土木工事を発注する際には、工事場所の埋設物等の調査はもとより、コンクリートブロック壁等の建設物の倒壊の危険の有無についても調査させ、当該結果に基づき安全施工計画を施工業者に提出させた上で、安全な工法で作業させるよう文書要請を行った。
2	下水道管理設工事	地質調査及び埋設物の調査を発注者で調査していながら、施工業者に対して施工前に調査結果を知らせていなかった。 埋設されていたコンクリート製排水管の位置を知らずに掘削していたため、掘削した構内で作業していた労働者が土砂崩壊により死亡した。	発注者に対して、施工業者に地質調査結果及び埋設物についての調査結果を施工前に提供するよう文書要請を行った。
3	下水道管理設工事	同一場所において、複数の工事(下水工事及び道路工事)が発注され、ほぼ同時期に並行して工事が行われていたが、発注関係各課の打合せが行われていなかった。 無資格者がくい打ち機を軟弱な地盤の上(路盤用土砂が部分的に敷いてある)に設置したため、くい打ち機の脚部が沈下して、横転し、側にいた労働者がくい打ち機の脚部の下敷きになり死亡した。	発注者に対して、同一場所で複数の工事が発注される場合には、発注者間で工期や工程等の打合せ・調整の実施を行うとともに、車両系建設機械の資格者の有無の確認について文書要請を行った。
4	下水道管理設工事	発注時の契約工期(約2ヶ月間)は適正だったが、下水管布設の前工事の水道管移設工事(同じ町の発注工事)の完了が遅れ、契	発注者に対して、工期変更についての施工業者との協議の実施及び施工における安全衛生の確

	<p>約工期から約 1 ヶ月遅れで工事に着工したが、発注者と施工業者の間で工期変更について協議されず、結果として安全衛生の確保に十分な配慮がなされていなかった。</p> <p>掘削溝内で作業していた労働者が土砂崩壊により死亡した。</p>	保について文書要請を行った。
--	---	----------------

・全国的には、以下の事例が過去にありました。

番	工事概要	設計の内容 工法等の問題点	措置内容
1	幅 21m、高さ 8 m の砂防えん堤を築造する工事	砂防えん堤築造のための地山の切取り角度が安衛則第 356 条に定められているこう配の基準を超えて発注されていた。	発注者に対して安衛法第 98 条第 4 項に基づく勧告・要請を行った。
2	既設橋梁の架け替え工事において、橋台を既設の橋の両側に築造するため、渓谷の両側を 7 m の高さで掘削するもの	左記の条件で設計発注が行われていたが、地山の地質はやや風化した岩盤でこう配は約 80 度あり、落石等のおそれがあるが、こう配を緩くすると上の道路にかかってしまう。	発注者、施工業者及び署が協議し、コンクリート吹き付けによる補助工法を採用することとした。
3	深さ 27m の立坑の掘削を行う仕事	人力及びクラムシェルを用いて掘削する工法で発注されていたが、19m 以下の部分は、湧水による泥水中の作業となり肌落ち、崩壊の危険、クラムシエルのバケット等の接触の危険があった。	計画の届け時に指導したところ施工業者と発注者との協議の結果、19m 以下の部分については、コラムジェット用超高速噴射装置を用いる機械掘削工法に変更した
4	農道の新設工事において、擁壁の改築のため農道の西側斜面を掘削するもの	切取り角度が安衛則第 356 条に定められているこう配の基準を超えて発注され、施工業者の申し出にもかかわらず、変更されなかったため、土砂崩壊が発生した。	発注者を送検した
5	中学校の屋根のふき替え工事	屋根上に必要な墜落防護設備等の設置が施工業者の指摘にかかわらず、積算に盛り込まれず、そのまま施工されていた。	発注者に対して口頭指導し、改善された
6	道路改良工事において、高さ 19m の法面掘削の工事	法面を全面掘削後、掘削面に受圧版を設置する工法であった。(高さ 5m 以上で、切取り勾配 63 度) 安衛則 356 条に定める勾配を指導。	逆巻き工法等の工法変更を口頭指導し、業者が発注者と協議改善された。

## VI 公共工事の発注機関における工事安全対策例

この項では、国土交通省が策定した工事安全対策の内、インターネット等で公開されているものを掲載しています。

### 1 公共工事の発注における工事安全対策要綱

(建設省技調発第 165 号、平成 4 年 7 月 1 日)

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策（平成 4 年 3 月 2 日付け建設省技調発第 54 号）」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、第 123 回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとりまとめたので通達する。

#### 記

#### 1 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続きをとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越えるおそれがある場合は、適切に繰越の手続きをとること。

#### 2 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- (3) 工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。
- (4) 積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

#### イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分留意すること。

#### ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

### 3 適正な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。
- (3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する可能性があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

### 4 適切な工期の設定

- (1) 適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。
- (2) 工期を設定する際には、休日日数として、日曜、祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水（降水・降雪）等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。
- (3) 発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を超えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需給が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。
- (4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があり必要があると認められるときは、設計変更により工期を変更すること。

## 5 適正な仮設工及び施工方法の選定

- (1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
  - イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
  - ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
  - ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
  - ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
  - ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- (2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分に行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

## 6 設計図書における施工条件の明示

- (1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。
- (2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
  - イ 現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
  - ロ 供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
  - ハ 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合
  - ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
  - ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合
- (3) 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

## 7 施工条件の変化への適切な対応

- (1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。
  - イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
  - ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
  - ハ 異常箇所(point)の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分に注意して行うこと。
- (2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工事の一時中止を行った

場合は、工期及び費用について適切に処置すること。

#### 8 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- (1) 土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- (4) (3)の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。
  - イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - ロ 工事内容等の周知徹底
  - ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
  - ニ 工事における災害対策訓練
  - ホ 工事現場で予想される事故対策
  - ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- (5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により、適切に実施されたかを確認すること。

#### 9 建設現場の作業環境の改善への配慮

建設現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上する。

#### 10 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。

- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
- イ 事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
  - ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
  - ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
  - ニ その他仮設道路等を共用する等の工程調整を必要とする工事

#### 11 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- (4) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

## VII その他

### 1 計画届を必要とする設備等一覧（労働安全衛生法関係、建設工事関係分抜粋）

#### (1) 建設物・機械設備・移転変更届(様式第20号)

- 安衛法第88条第1項、安衛則第88条、安衛則第89条
- 当該工事の開始の日の30日前までに様式第20号にて届出
- 所轄労働基準監督署長あて

設 備	事 項	図 面
① 型わく支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る)	1.打設しようとするコンクリート構造物の概要 2.構造、材質及び主要寸法 3.設置期間	組立図及び配置図
② 架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る)	1.設置場所 2.構造、材質及び主要寸法 3.設置期間	※ 平面図、側面図及び断面図
③ 高さ10m以上の足場及びつり足場、張出し足場	1.設置箇所 2.種類及び用途 3.構造、材質及び主要寸法	組立図及び配置図
④ 軌道装置	1.使用目的 2.起点及び終点の位置並びにその高低差(平均こう配) 3.軌道の長さ 4.最小曲線半径及び最急こう配 5.軌間、単線又は複線の区別及び軌条の重量 6.橋梁又は栈橋の長さ、幅及び構造 7.動力車の種類、数、型式、自重、けん引力及び主要寸法 8.巻上げ機の型式、能力及び主要寸法 9.ブレーキの種類及び作用 10.信号、警報及び照明設備の状況 11.最大運転速度 12.逸走防止装置の設置箇所及び構造 13.地下に設置するものにあつては軌道装置と周囲との関係	中欄に掲げる事項が書面により明示できないときは、当該事項に係る平面図、断面図、構造図等の図面
<p>※ 土木工事等で単独に昇降設備として計画する場合を除き、建築工事では足場の付属設備として平面・立面図に記載するので特に作成する必要はないが、様式第20号に概要を記載する。</p> <p>注) 1. 上記②架設通路及び③足場については、設置期間が60日以上のものに限る。</p> <p>2. 上記①型わく支保工及び③足場の工事の計画には、有資格の参画者が必要である。</p>		

(2) 建設工事・土石採取計画届(様式第 21 号)

- 安衛法第 88 条第 3 項、安衛則第 90 条、安衛則第 91 条第 2 項、安衛則第 92 条
- 当該工事の開始の日の 14 日前までに様式第 21 号にて届出
- 所轄労働基準監督署長あて

種 別	労働局長の審査対象	届出事項及び添付図面
1. 高さ31mを超える建築物又は工作物(橋梁を除く)の建設、改造、解体又は破壊(以下「建設等」という)の仕事	1. 高さが100m以上の建築物の建設の仕事 2. 堤高が100m以上のダムの建設の仕事	1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
2. 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事	3. 最大支間300m以上の橋梁の建設等の仕事	3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 4. 工法の概要を示す書面又は図面 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
2-2. 最大支間 30m 以上 50m 未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(人口が集中している地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所に限る)		6. 工程表 7. 圧気工法による作業を行う場合は、圧気工法作業概要書(様式第 21 号の 2)
3. ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く)	4. 長さが 1000m 以上のずい道等の建設の仕事	
4. 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く)を行う仕事	5. 掘削する土の量が 20 万 m <sup>3</sup> を超える掘削の作業を行う仕事	
5. 圧気工法による作業を行う仕事	6. ゲージ圧力が0.2MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事	
5-2. 耐火建築物、準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 ※		
5-3. 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)を行う仕事		

5-4. 廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり20kg以上のものに限る)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物処理炉、集じん機等の設備の解体等の仕事		
6. 掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事		
7. 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事		
<p>※ 建築物等の解体等の作業に関する周知用看板の掲示が必要である。</p> <p>注) 1. 上記4から7までは、「作業を行う仕事」を定めているので、届出にあたっては、これらの作業に限らず、その関係する仕事全体についての計画を届け出ることが必要である。</p> <p>2. 上記1から5までの仕事については、有資格の参画者が必要である。</p>		

(3) 建設工事・土石採取計画届(様式第21号)

- 安衛法第88条第2項、安衛則第89条の2、安衛則第91条第1項
- 当該工事の開始の日の30日前までに様式第21号にて届出
- 厚生労働大臣あて

種 別	届出事項及び添付図面
1. 高さが300m以上の塔の建設の仕事	1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面 3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 4. 工法の概要を示す書面又は図面 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 6. 工程表 7. 圧気工法による作業を行う場合は、圧気工法作業概要書(様式第21号の2)
2. 堤高(基礎地盤から堤頂までの高さをいう。)が150m以上のダムの建設の仕事	
3. 最大支間500m(つり橋にあつては、1000m)以上の橋梁の建設の仕事	
4. 長さが3000m以上のずい道等の建設の仕事	
5. 長さが1000m以上3000m未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50m以上のたて坑(通路として使用されるものに限る。)の掘削を伴うもの	
6. ゲージ圧力が0.3MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事	

## 2 明り掘削の作業

掘削面勾配（手掘り）の基準等（労働安全衛生規則第 356、357、362、363 条）

地山及び対象物	掘削の高さ及び勾配
すかし堀り	全面禁止
岩盤又は堅い粘土からなる地山	① 高さ 5 m 未満の場合 90° 以下 ② 高さ 5 m 以上の場合 75° 以下
発破等による崩壊しやすい状態	③ 高さ 2m 未満又は 45° 以下
砂からなる地山	高さ 5m 未満又は 35° 以下
その他の地山	④ 高さ 2 m 未満の場合 90° 以下 ⑤ 高さ 2 m 以上 5 m 未満の場合 75° 以下 ⑥ 高さ 5 m 以上の場合 60° 以下
⑦ 掘削面の上部に水平段が奥行 2 m 以上あるときは別な勾配として計算する。（A と B の勾配）	
勾配等の状況（番号は上表の番号と符合する）	
明り掘削箇所	対策
埋設物・コンクリート塀、擁壁等の建築物に近接する箇所での明り掘削	当該埋設物等の補強・移設等、危険防止措置後でなければ作業を行ってはならない。 特にガス導管の防護については、作業指揮者の指揮によること。
掘削機械、積込機械、運搬機械によるガス導管、地中電路等地下工作物を損壊させるおそれがある中での明り掘削	掘削機械等の使用禁止

### 明り掘削とは

「明り掘削（あかりくっさく）」とは、地山の掘削又はこれに伴う土石の運搬等の作業(地山の掘削の作業が行われる箇所及びこれに近接する箇所において行われるものに限る。)をいいます。(労働安全衛生規則第 3 2 2 条)

### 3 資格を必要とする作業一覧等（労働安全衛生法関係、建設工事関係分抜粋）

#### (1) 「作業主任者」を必要とする作業一覧

安衛則第 16 条 (選任、別表1)  
 法第 14 条、令第 6 条    "   第 17 条 (職務の分担)  
   "   第 18 条 (氏名等の周知)

名 称	法 令	作 業 の 内 容	資 格
高圧室内 作業主任 者	法 14 令 6・1 号 高圧則 10	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気 工法により、大気圧を超える気圧下の 作業室又はシャフトの内部において 行う作業に限る)	高圧室内 作業主任者免許
コンクリ ート破砕 器作業主 任者	法 14 令 6・8 号の 2 安衛則 321 の 3～321 の 4	コンクリート破砕器を用いて行う破 砕の作業	コンクリート破 砕器作業主任者 技能講習修了者
地山の掘 削作業主 任者	法 14 令 6・9 号 安衛則 359～ 360	掘削の高さが 2 m 以上となる地山の 掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘 削を除く)の作業	地山の掘削作業 主任者技能講習 修了者
土止め支 保工作業 主任者	法 14 令 6・10 号 安衛則 374～ 375	土止め支保工の切りばり又は腹おこ しの取付け又は取はずしの作業	土止め支保工作 業主任者技能講 習修了者
ずい道等 の掘削等 作業主任 者	法 14 令 6・10 号の 2 安衛則 383 の 2～383 の 3	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴 うずり積み、ずい道支保工の組立て、 ロックボルトの取付若しくはコンク リート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削 等作業主任者技 能講習修了者
ずい道等 の履行作 業主任者	法 14 令 6・10 号の 3 安衛則 383 の 4～383 の 5	ずい道等の履行の作業	ずい道等の履行 作業主任者技能 講習修了者
型わく支 保工の組 立て等作 業主任者	法 14 令 6・14 号 安衛則 246～ 247	型わく支保工の組立て又は解体の作 業	型わく支保工の 組立て等作業主 任者技能講習修 了者
足場の組 立て等作 業主任者	法 14 令 6・15 号 安衛則 565～ 566	つり足場、張出し足場又は高さが 5 m 以上の足場の組立て、解体又は変更の 作業	足場の組立て等 作業主任者技能 講習修了者

名 称	法 令	作 業 の 内 容	資 格
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 2 安衛則 517 の 4～517 の 5	建築物の骨組みであって、金属製の部材により構成されるもの(高さ 5 m 以上のものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者
橋梁架設等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 3 安衛則 517 の 8～517 の 9	橋梁の上部構造であって、金属の部材により構成される 5 m 以上の橋梁又は橋梁の支間が 30 m 以上の橋梁の架設又は変更の作業	橋梁架設等作業主任者技能講習修了者
木造建築物の組立て等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 4 安衛則 517 の 12 ～517 の 13	軒の高さが 5 m 以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 5 安衛則 517 の 17 ～517 の 18	高さ 5 m 以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者
コンクリート橋架設等作業主任者	法 14 令 6・15 号の 6 安衛則 517 の 22 ～517 の 23	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもので高さ 5 m 以上、又は橋梁の支間が 30 m 以上の橋梁の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者
酸素欠乏危険作業主任者	法 14 令 6・21 号 酸欠則 11	酸素欠乏等危険場所における作業 令別表 6(3)の 3.9.12 を除く)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者または、酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
		上記場所のうち、硫化水素中毒にかかるおそれのある作業 令別表 6(3)の 3.9.12)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
有機溶剤作業主任者	法 14 令 6・22 号 有機則 19 ～19 の 2	有機溶剤を製造し、又は取扱う業務で省令で定めるものに係る作業	有機溶剤作業主任者技能講習修了者

名 称	法 令	作 業 の 内 容	資 格
鉛 作 業 主 任 者	法 14 令 6・19 号 鉛 則 33	令別表 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる業務に掲げる作業(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く) 例: 橋梁補修工事などにおける含鉛塗料のかき落としの業務	鉛作業主任者技能講習修了者
石 綿 作 業 主 任 者	法 14 令 6・23 号 石 綿 則 19	石綿等を取扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿作業主任者技能講習修了者
特 定 化 学 物 質 作 業 主 任 者	法 14 令 6・18 号 特 化 則 27	特定化学物質(溶接ヒュームなど)を取扱う作業 例: アーク溶接作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者 *エチルベンゼン等特別有機溶剤については、有機溶剤作業主任者技能講習修了者

(2)「就業制限」業務一覧

名 称	法 令	業 務 の 種 類	資 格
発破技士	法 61 令 20・1 号 安衛則 41 別表 3	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	1. 発破技士免許 2. 火薬類取扱保安責任者免状 3. 保安技術職国家試験の一定のものに合格した者 のいずれかに該当する者
移動式クレーン運転士	法 61 令 20・7 号 安衛則 41 別表 3	つり上げ荷重が 5 t 以上の移動式クレーンの運転（道路交通法の道路上を走行させる運転を除く）の業務	移動式クレーン運転士免許
小型移動式クレーン運転者	法 61 令 20・7 号 安衛則 41 別表 3	つり上げ荷重が 1 t 以上 5 t 未満の移動式クレーンの運転（道路交通法の道路上を走行させる運転を除く）の業務	1. 移動式クレーン運転士免許 2. 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
潜水士	法 61 令 20・9 号 安衛則 41 別表 3	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許
ガス溶接作業員	法 61 令 20・10 号 安衛則 41 別表 3	可燃性ガス及び酸素を用い行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	1. ガス溶接作業主任者免許 2. ガス溶接技能講習修了者 3. その他厚生労働大臣が定める者
車両系建設機械運転者	法 61 令 20・12 号 安衛則 41 別表 3	機体重量が 3 t 以上の <u>一定の建設機械</u> で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転（道路交通法の道路上を走行させる運転を除く）の業務 1. 整地、運搬、積込み、掘削用機械 2. 基礎工事用機械 3. 解体用機械	1. 車両系建設機械運転技能講習修了者 2. 建設業法施行令に規定する建設機械施行技術検定の合格者 3. 職訓法建設機械運転科の訓練修了者 4. その他厚生労働大臣が定める者

名 称	法 令	業 務 の 種 類	資 格
不整地運搬車運転者	法 61 令 20・14 号 安衛則 41 別表 3	最大積載荷重 1 t 以上の不整地運搬車の運転の業務	不整地運搬車運転技能講習修了者
高所作業車運転者	法 61 令 20・15 号 安衛則 41 別表 3	作業床の高さが 10 m 以上の高所作業車の運転の業務	高所作業車運転技能講習修了者
玉掛作業者	法 61 令 20・16 号 安衛則 41 別表 3	制限荷重が 1 t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	1. 玉掛技能講習修了者 2. 職訓法玉掛け科の訓練修了者 3. その他厚生労働大臣が定める者

## ※建設機械等

### 1. 車両系建設機械

#### (1) 整地・運搬・積込み機械

ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル  
ざり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザー

#### (2) 掘削用機械

パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、  
クラムシエル、バケット掘削機、トレンチャー

#### (3) 基礎工事用機械

くい打機、くい抜機、アース・ドリル、リバース・サーキュレーション・  
ドリル、せん孔機、アース・オーガー、ペーパー・ドレーン・マシン

#### (4) 締固め用機械

ローラー

#### (5) コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車

#### (6) 解体用機械

ブレーカ、安衛則第 151 条の 84 で定義するもの（鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機）

(3) 「特別教育」を必要とする作業等一覧

区 分	法 令	業 務 の 種 類
職 長	法 60 令 19・1 号	新たに職務につくこととなった職長、その他の作業中の労働者を直接指揮又は監督する者（作業主任者を除く）
アーク溶接	法 59・3 項 安衛則 36・3 号	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
電気	法 59・3 項 安衛則 36・4 号	高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 ----- 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
不 整 地 運 搬 車	法 59・3 項 安衛則 36・ 5 号の 3	最大積載量が 1 t 未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
建 設 機 械 等	法 59・3 項 安衛則 36・9 号	機体重量が 3 t 未満の整地・運搬・積み込み用、掘削用、基礎工事用、解体用の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・ 9 号の 2	基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・ 9 号の 3	基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号	締固め用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 2	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 3	ボーリングマシンの運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 4	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・10 号の 5	作業床の高さが 10 m 未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

名 称	法 令	作 業 の 内 容
巻上機	法 59・3 項 安衛則 36・11 号	動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以上の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）の運転の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・13 号	動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供される機械（鉄道営業法、鉄道事業法又は軌道法の適用を受けるものを除く）の運転の業務
クレーン 関係	法 59・3 項 安衛則 36・16 号	つり上げ荷重が 1 t 未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
	法 59・3 項 安衛則 36・18 号	建設用リフトの運転の業務
玉掛	法 59・3 項 安衛則 36・19 号	つり上げ荷重が 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
高気圧	法 59・3 項 安衛則 36・20 号の 2	作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・21 号	高気圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・22 号	気閘室への送気又は気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・23 号	潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・24 号	再圧室を操作する業務
	法 59・3 項 安衛則 36・24 号の 2	高圧室内作業に係る業務
ずい道	法 59・3 項 安衛則 36・30 号	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、履行のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る）に係る業務

名 称	法 令	作 業 の 内 容
石綿	法 59・3 項 石綿則 27 条 安衛則 36・37 号	石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の係る作業に係る業務 石綿則第 10 条第 1 項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務
足場組立・ 変更	法 59・3 項 安衛則 36・39 号	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）
ロープ高所 作業	法 59・3 項 安衛則 36・40 号	高さが 2 メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業に係る業務
フルハーネ ス型の墜落 制止用器具 を用いて行 う高所作業	法 59・3 項 安衛則 36・41 号	高さが 2 メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)
貨物自動車 のテールゲ ートリフタ ーの操作作 業	法 59・3 項 安衛則 36・5 の 4 号	テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフト）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

(4)「作業指揮者」を必要とする作業一覧

名 称	法 令	選 任 す べ き 作 業	資 格
車両系荷役運搬機械等を用いる作業指揮者	法 20 安衛則 151 の 4	車両系荷役機械等を用いる作業	事業主が選任したもの
	法 20 安衛則 151 の 15	車両系荷役機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業	
不整地運搬車積卸し作業指揮者	法 20 安衛則 151 の 48	1つの荷が、100kg以上のものの積卸し作業(ロープ及びシートの掛け外し作業を含む)	事業主が選任したもの
貨物自動車積卸し作業指揮者	法 20 安衛則 151 の 70	1つの荷が、100kg以上のものの積卸し作業(ロープ及びシートの掛け外し作業を含む)	事業主が選任したもの
車両系建設機械の修理等の作業指揮者	法 20 安衛則 165	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業	事業主が選任したもの
コンクリートポンプ車の輸送管組立て等の作業指揮者	法 20 安衛則 171 の 3	コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て又は解体の作業	事業主が選任したもの
くい打機等の組立て等の作業指揮者	法 20 安衛則 190	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	事業主が選任したもの
高所作業車作業指揮者	法 20 安衛則 194 の 10	高所作業車を用いての作業	事業主が選任したもの
	法 20 安衛則 194 の 18	高所作業車の修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業	
危険物取扱い作業指揮者	法 20 安衛則 257	危険物を製造し、又は取り扱う作業	事業主が選任したもの
化学設備等の改造等作業指揮者	法 20 安衛則 275	化学設備、化学設備の配管又は化学設備の附属設備の改造、修理、清掃等の作業	事業主が選任したもの
発破作業指揮者	法 20 安衛則 319	導火線発破の作業	発破の業務につくことができる者のうちから事業主が選任したもの
	法 20 安衛則 320	電気発破の作業	
電気工事の作業指揮者	法 20 安衛則 350	停電作業、高圧活線作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線作業又は特別高圧活線近接作業	事業主が選任したもの

名 称	法 令	選 任 す べ き 作 業	資 格
ガス導管の防護の作業指揮者	法 21 安衛則 362	明かり掘削作業により露出したガス導管に防護を行う作業	事業主が選任したもの
ガス溶接等の作業指揮者	法 21 安衛則 389の3	ずい道等の建設の作業を行う場合、当該ずい道等の内部で、可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業	危険物取扱い作業指揮者
建築物等の組立て等作業指揮者	法 21 安衛則 529	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者の選任を必要とする作業を除く）	事業主が選任したもの
ロープ高所作業の作業指揮者	法 21 安衛則 539の6	ロープ高所作業	事業主が選任したもの
移動式クレーンのジブの組立て等の作業指揮者	法 20 クレーン則 75の2	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	事業主が選任したもの
建設用リフトの組立て等の作業指揮者	法 20 クレーン則 191	建設用リフトの組立て又は解体の作業	事業主が選任したもの
特定化学物質等設備等の改造等の作業指揮者	法 22 特化則 22	特化物等を製造し、取扱い、貯蔵する設備又は特化物等を発生させる物を入れたタンク等で当該特化物が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解し、又は内部に立ち入る作業 特化物等を製造し、取扱い、貯蔵する設備（上記の設備を除く）の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解し、又は内部に立ち入る作業で溶断、研磨等により特化物等を発生させるおそれのある作業	特定化学物質等による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから事業主が選任したもの
	法 22 特化則 22の2		
硫化水素関係設備等の改造等の作業指揮者	法 22 酸欠則 25の2	し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、若しくは分解しやすい物質を入れてあり、若しくは入れたことのあるポンプ若しくは配管等又はこれらに附属する設備の改造、修理、清掃等の作業	硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者のうちから事業主が選任したもの

(5)「誘導者・監視人」を必要とする作業一覧

区分	法令	配置すべき作業
誘導者	法 20 安衛則 151 の 6	車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業での車両系荷役運搬機械の転倒又は転落防止
	法 20 安衛則 151 の 7	車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業での車両系荷役運搬機械等又はその荷との接触防止
	法 20 安衛則 157	車両系建設機械を用いて行う作業での車両系建設機械の転倒又は転落防止
	法 20 安衛則 158	車両系建設機械を用いて行う作業での車両系建設機械との接触防止
	法 20 安衛則 194 の 20	高所作業車の作業床（作業床において走行の操作をする構造のものを除く）に労働者を乗せて走行する場合
	法 20 安衛則 224	建設中のずい道の内部において動力車による後押し運転を行うとき
	法 21 安衛則 365	明り掘削の作業において、運搬機械等が労働者の作業箇所の後進して接近するとき、又は転落防止
	法 21 安衛則 388	ずい道の建設の作業において、運搬機械等が労働者の作業箇所の後進して接近するとき
監視人	法 20 安衛則 339	電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業 当該電路に近接する電路若しくはその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業 当該電路に近接する工作物（電路の支持物を除く）の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業
	法 20 安衛則 345	特別高圧の充電電路近接において、電路又はその支持物（特別高圧の充電電路の支持がいしを除く）の点検、修理、塗装、清掃等の作業
	法 20 安衛則 349	架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業
	法 21 安衛則 536	3 m以上の高所から物体を投下するとき
	法 23 安衛則 550	通路と交わる軌道で車両を使用するとき
	法 21 安衛則 554	軌道上又は軌道に近接した場所での作業
	法 22 酸欠則 13	酸素欠乏危険場所における作業

(6) 年少者（満18歳未満）に就かせてはならない業務等（建設業関連のみ抜粋）

（労働基準法第60、61条、年少者労働基準規則第7、8条）

労働時間の制限	時間外労働
	休日労働
	深夜（22時～翌5時）労働
危険有害業務の 就業制限	クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
	クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
	運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
	動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務
	高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
	足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

取扱う物の重量制限

年齢	性	重量（kg）	
		断続作業	継続作業
16歳未満	男	15	10
	女	12	8
16歳～18歳未満	男	30	20
	女	25	15

建 技 第 2 3 3 号  
平成 2 7 年 6 月 9 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

このことについて、別紙のとおり厚生労働省労働基準局より送付されましたので、参考までに送付します。

(事務担当：建設技術企画課 技術指導係)



基安安 0520 第 2 号  
平成 27 年 5 月 20 日

都道府県・指定都市 建設業担当部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

### 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

日頃から、労働安全行政の推進に御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）に定める墜落防止措置に加えて、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」の別紙。以下「旧要綱」という。）に基づき、その徹底を図っていただいているところです。

今般、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書（平成 26 年 11 月）を踏まえ、平成 27 年 3 月 5 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成 27 年 7 月 1 日から施行されることから、これに合わせて、平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」をもって、旧要綱についても別紙のとおり改正されました。

足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、安衛則で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要ですが、労働災害の一層の防止を図るためには、法定事項の遵守徹底はもとより、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策について進めていく必要があります。

つきましては、その趣旨及び内容を御理解いただくとともに、足場からの墜落・転落災害の防止に御協力賜りますようお願いいたします。

また、管下の市町村等の担当部局に対しましても、この旨を周知していただきますようお願いいたします。



## 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

### 第1 目的

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書を踏まえ、平成27年3月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成27年7月1日から施行されることとされた。

当該報告書では、足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要であるが、これに加えて、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策を進めていくことが労働災害防止上効果的であると提言されたところである。

本要綱では、上記の結果を踏まえ、改正省令による改正後の安衛則における墜落防止措置と併せて実施すべき対策を、足場に関係する各作業段階に応じてまとめることで、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的とする。

### 第2 足場からの墜落・転落災害（休業4日以上死傷災害）発生状況の概要

#### 1 労働災害発生件数の推移

ア 建設業における労働災害は平成23年以降、増加・高止まりしており、そのうち墜落・転落による災害も同様の傾向となっている。

イ 平成23年以降、墜落・転落災害のうち、足場からによるものが占める割合は、死傷災害で約15%、死亡災害で約18%となっている。

#### 2 災害発生状況

平成21年度から平成23年度までに発生した足場からの墜落・転落災害を分析すると以下のとおりである。

##### (1) 発生業種

死亡災害、死傷災害ともに、約9割を建設業が占めている。特に、「鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事業」、「木造家屋建築工事業」の2業種で建設業全体の半数以上を占めている。

##### (2) 墜落箇所の高さ

墜落箇所の高さについては、安衛則上、墜落防止措置が義務づけられている2メートル以上の箇所からの墜落が死亡災害の大多数であり、死傷災害においても約6割を占めているが、2メートル未満の箇所からの墜落により被災している場合も多いこと

にも留意する必要がある。

### (3) 墜落時の作業の状況

墜落時の作業の状況についてみると、組立・解体時の割合が3割（うち、「最上層からの墜落」が7割）、通常作業時が約5割、移動・昇降時が約2割となっている。

特に、死亡災害についてみると、組立・解体時の最上層からの墜落によるものが約4割となっていて、一度被災すると死亡に至るおそれも高い。

### (4) 墜落防止措置や不安全行動等の状況

足場からの墜落・転落災害の約9割は安衛則で定められている墜落防止措置（改正省令による改正前の安衛則第563条第1項第3号及び第564条第1項第4号に基づく措置）が適切に実施されていない足場で発生している。安衛則で定められている墜落防止措置を適切に実施した足場において発生した災害についても、その大半に足場から身を乗り出して作業を行うなどの不安全行動や床材や手すりの緊結が不十分であるなどの構造上の問題が認められる。

## 第3 足場に関連する各作業段階において留意すべき事項

足場からの墜落・転落災害の防止に当たっては、次の①から④の点に留意した上で、安衛則に基づく措置を徹底するとともに、後記1から6までに掲げる墜落防止措置を講じること。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討する必要があること。
- ② 対策の検討に当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第28条の2第1項に基づく危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の観点を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえたものとする。
- ③ 対策の検討に当たっては、作業性の低下や不安全行動等による新たなリスクの誘発等が生じないように、本質的な安全対策を優先的に採用するように努めること。
- ④ 検討した対策については適切な管理のもと、総合的にこれらを実施することが効果的であること。

### 1 足場を使用して作業を行う建築物、構築物等の設計・計画段階における留意事項

工事の対象となる建築物、構築物等の設計においては、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めること。

### 2 足場の設置計画段階における留意事項

#### (1) 足場の組立図の作成

足場からの墜落防止のための手すり等の機材の設置、足場の点検等が的確に実施されるために、足場の高さ等によらず、組立て作業に着手する前に、足場の組立図を作成し、関係労働者に周知すること。

#### (2) 足場の組立て等の際の墜落防止措置

- ア 高所での組立・解体作業を必要としない「移動昇降式足場」や、高所での組立・解体作業が従来より大幅に少なくて済む「大組・大払工法」の採用に努めること。
- イ つり足場など、組立て、解体又は変更（以下「組立て等」という。）の際における墜落・転落災害のリスクが高い足場については、組立て等の際に足場上での作業を必要としないゴンドラや高所作業車を用いた工法の採用についても検討すること。
- ウ つり足場、張出し足場又は高さが2メートル以上の構造の足場の組立て等の作業を行う場合は、安衛則第564条第1項第4号に基づき、40センチメートル以上の作業床及び安全帯を安全に取り付けるための設備（以下「安全帯取付設備」という。）を設置すること。安全帯取付設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるものであること。
- エ 組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い工法として、平成21年4月24日付け基発第0424001号の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく「手すり先行工法」を積極的に採用すること。

なお、平成27年3月31日付け基発0331第9号では、上記ウで安全帯取付設備を設置する場合には、足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導することとされている。

### (3) 通常作業時等における墜落防止措置

- ア 足場上で行われる各種作業について、リスクアセスメントを実施し、その内容を踏まえた墜落防止措置を採用すること。
- イ 安衛則第563条第1項第2号のハに基づき、床材と建地との隙間は12センチメートル未満とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、防網を張る等墜落による労働者の危険を防止する措置を講じたときは、適用されないこと。
  - (ア) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合
  - (イ) 曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合等、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成27年7月1日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

なお、これらの場合も含めて、別添に掲げる「より安全な措置」の1(2)を積極的に採用すること。
- ウ 手すり等の墜落防止措置については、安衛則第563条第1項第3号に基づく措置に加えて、別添の1(1)に掲げる「より安全な措置」を積極的に採用すること。特に、

幅木等及び上さんについては次のエ及びオの措置を講ずること。

なお、「より安全な措置」には、別添の1(1)に掲げる措置に限らず、足場上での作業の状況や現場の実情に応じて「防音パネル」や「ネットフレーム」、「金網」等を用いてこれらの措置と同等の墜落防止効果が得られるような場合も含まれるものであること。

エ 足場の建地の中心間の幅が60センチメートル以上の場合に、墜落防止措置及び飛来落下防止措置として、足場のうち躯体の反対側（以下「後踏側」という。）（荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。）には次の措置を講ずること。

（ア）わく組足場においては、下さんの代わりに、高さ15センチメートル以上の幅木を設置すること。なお、この場合に、交さ筋かいの下の隙間をより小さくする観点から、より高い幅木を設置すること。

（イ）わく組足場以外の足場においては、手すり及び中さんに加えて幅木等を設置すること。

オ わく組足場の後踏側（荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。）には、交さ筋かい及び下さんに加えてトさんを設置すること。

カ 足場の昇降設備については、安衛則第526条や第552条に照らし適切なものとし、計画段階においては、足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に適切な数の設備が設置されるよう配慮すること。

また、通常の「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせた昇降設備を設置する等により、「足場の外側をよじ登る」、「昇降禁止の場所から足場の外側を伝って降りる」等の「不安全行動」を誘発させないものとする。

### 3 足場の組立て等の作業段階における留意事項

#### (1) 足場の組立て等に係る作業手順の作成及びこれに基づく作業の実施

ア 上記2により作成した足場の設置計画及び足場の組立図をもとに、足場の組立て等の作業に当たっての具体的な作業手順を定め、労働者に周知し、これに基づく作業を徹底させること。なお、作業手順には、安衛則第564条第1項第1号に掲げる事項のほか、設置する足場の種類に応じた組立方法など足場の組立て等の作業に当たって必要な事項を含めること。

イ 作業手順については、作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じこれを見直すこと。

#### (2) 作業主任者

ア 高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「足場の組立て等作業主任者」（以下「作業主任者」という。）を選任し、安衛則第566条各号に定める事項を行わせること。

イ 特に、足場の組立て等作業時の墜落・転落災害では、安全帯を着用していたにも関わらず、これを使用していなかったために墜落した事案が多数認められており、

また、安衛則第 564 条第 1 項第 4 号のロで、安全带取付設備等の設置等が新たに規定されたこと等から、作業主任者には安衛則第 566 条第 4 号に基づき、安全带の使用状況の監視等を徹底させること。また、使用させる安全带については、同条第 2 号に基づき、作業主任者にその機能の点検等を行わせること。

ウ 高さ 5 m に満たない足場の組立て等の作業に当たっても、安衛則第 529 条に基づき、作業を指揮する者を指名し、上記に準じた事項を行わせること。

### (3) 安全带取付設備等の設置及び安全带の使用

ア 安衛則第 564 条第 1 項第 4 号のロに基づき、安全带取付設備等を設置し、労働者に安全带を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。安全带取付設備には、2 (2) のウに示す安全带取付設備の要件を満たす手すり、手すりわく及び親綱が含まれ、さらに、建わく、建地、手すり等も当該要件を満たす設備として利用できる場合があること。

イ 足場の組立て等作業時の墜落・転落災害の中には、安全带は使用していたものの、その掛替え時に墜落した事案が散見されるため、足場の組立て等作業時においては「安全带の二丁掛」を基本とすること。

ウ 特殊な形状の足場の組立・解体や、建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業においては、原則としてハーネス型安全带を使用すること。

### (4) 手すり先行工法

ア 「手すり先行工法」を用いた足場の組立て等の作業を行う場合には、上記 (1) により作成する作業手順はガイドラインを踏まえた適切な内容とすること。

イ 手すり先行工法による足場の組立ては、足場の後踏側のみを採用されることが多いことから、足場の躯体側からの墜落防止のために安全带を使用すること。なお、先行手すり部材に安全带を取り付ける場合には、足場上での移動に伴い、安全带の掛け替えが生ずるため、上記 (3) に示した「安全带の二丁掛」を基本とすること。

### (5) 足場の点検

ア 墜落防止措置も含め、適切に計画された足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、足場の組立て又は変更後に足場上で作業を安全に行う上で極めて重要な事項である。事業者は、足場の組立て等の後には安衛則第 567 条第 2 項に基づき、足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果について記録・保存を行うこと。

イ 元方事業者等の注文者は、足場の組立て等の後に請負人の労働者にこれを使用させる時は、作業を開始する前に、安衛則第 655 条第 1 項第 2 号に基づき、足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果について記録・保存を行うこと。

ウ 上記ア及びイの点検実施者は、別添の 3 (2) に掲げる者等十分な知識・経験を有する者を指名するとともに、点検に当たっては足場の種類に応じたチェックリストを作成の上、これを活用すること。

エ 上記ア及びイの点検実施者は、足場の組立て等の作業に直接従事した者、当該作業の作業主任者及び作業指揮者等の当事者以外の者とする。

ただし、従業員数の少ない事業者又は注文者にあつては、足場の組立て等の作業に係る当事者以外には、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者が確保できない場合も考えられる。この場合には、足場の組立て等に係る当事者に足場の点検を実施させても差し支えないこと。

また、事業者及び注文者の双方が点検を行う場合には、事業者の点検は、足場の組立て等の作業に係る当事者に点検を実施させても差し支えないが、その場合も、事業者による点検は確実に行われるべきであること。

#### 4 足場上で作業を行う段階における留意事項

##### (1) 足場上での作業に係る作業計画の作成及びこれに基づく作業の実施

ア 足場上で行われる作業に係る作業計画の作成に当たっては、①足場上での作業箇所や作業範囲、②作業に伴う手すり等の取り外しの有無及びその際の作業方法、③取り外した手すり等の復旧等に関する内容を含めることとし、当該作業計画に基づく作業を徹底すること。

イ 足場からの墜落・転落災害では、資材の運搬等の際に手すり等を臨時に取り外し、又は手すり等から身を乗り出して作業を行っていた際に墜落した事案が複数認められるため、上記の作業計画の作成に当たっては、手すり等の取り外しや身を乗り出しての作業を行う必要がないような作業方法の採用を検討すること。

ウ 設置された足場上で作業を行った場合において、①不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合、②作業計画では想定していなかった手すり等の取り外しを行う場合等については、特定元方事業者の担当者や職長等当該足場を使用する労働者の責任者に報告させることとし、労働者個人の判断でこれを行わせないように徹底すること。

##### (2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合

ア 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、安衛則第 563 条第 3 項第 1 号に基づき、安全带取付設備等を設置し、労働者に安全带を使用させる又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。また、同項第 2 号に基づき、その箇所で作業を行う者、作業を指揮する者等の関係者以外の労働者の立ち入り禁止措置を講ずることにより、作業と関係のない労働者が通行することによる墜落の危険を防止すること。

イ 臨時に取り外した手すり等については、安衛則第 563 条第 5 項に基づき、上記(1)により作成した作業計画に即して、その必要がなくなった後、直ちに元の状態に戻すとともに、これが確実に行われていることを職長等当該足場を使用する労働者の責任者に確認させること。

##### (3) 安全带の使用

労働者に安全带を使用させる場合には、上記 3 (3) のイ及びウに準じ、安全带を二丁掛することや建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業においては、原則としてハーネス型安全带を使用すること。

#### (4) 足場の点検

- ア 作業開始前には、安衛則第 567 条第 1 項に基づき、手すりや交さ筋かい等の取りはずしや脱落の有無について点検及び補修を実施すること。なお、つり足場以外の足場についても、必要に応じ、安衛則第 567 条第 2 項各号に掲げる足場の構造等に関する事項について併せて確認し、問題が認められた場合には補修を行うこと。
- イ 点検実施者については、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

### 5 安全衛生教育における留意事項

#### (1) 足場の組立て等の作業に係る特別教育の実施

足場の組立て等の作業に就く労働者に対して、足場及び作業の方法に関する知識、工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識、労働災害防止に関する知識及び関係法令について安衛則第 36 条に基づく特別教育を実施すること。

#### (2) 足場の組立て等作業主任者能力向上教育

足場の組立て等作業における墜落・転落災害では、作業主任者が職務を適切に実施していたと認められないものが多いことから、作業主任者の職務に関する能力の向上を図り、職務が徹底されるよう、安衛法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を定期的に受講させることに努めること。

#### (3) 足場の作業に就く労働者に対する安全衛生意識の高揚

安全帯の使用等の墜落防止措置のポイントや不安全行動等を伴う災害事例を説明する等により、安全衛生意識の高揚に努めること。

### 6 その他

#### (1) 足場の作業床の常時有効な状態の確保

足場の作業床上に資材や工具が散逸していることは、物体の落下による危険のみならず、労働者がつまずくことによる墜落も懸念されるため、足場の作業床上で作業を行うに当たっては、資材や工具の整理整頓に努め、作業床を常時有効な状態にしておくよう努めること。

#### (2) 労働者の健康管理等

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足等が足場上での作業に影響を及ぼすことも懸念されるため、健康管理の徹底を図るとともに、朝礼時における点呼等により健康状態の把握に努め、必要に応じ、作業配置の見直しを行うことなどについても配慮し、足場からの墜落・転落災害の防止に努めること。

## 第 4 各主体における留意事項

### 1 建設工事の発注者が留意すべき事項

建設工事の発注に当たっては、上記第 3 の 1 に掲げるとおり、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めるとともに、足場からの墜落防止

対策に必要な経費についても配慮すること。

## 2 特定元方事業者が留意すべき事項

ア 特定元方事業者については、安衛法第31条に基づき、自ら使用する労働者の墜落・転落災害防止の観点のみならず、注文者の立場として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、上記第3の2から6に掲げる各作業段階に応じた墜落防止措置の実施に留意するとともに、関係請負人が下記3及び4に掲げる措置を講ずるために必要な経費についても配慮すること。

イ 特定元方事業者以外の元方事業者についても、上記に準じた対策を行うこと。

## 3 足場を設置する事業者が留意すべき事項

ア 足場の設置計画の作成、足場の組立て等の作業の実施に当たっては、上記第3の2に掲げる設計計画段階における事項及び3に掲げる足場の組立て等の作業段階における事項、並びに5（1）及び（2）に掲げる安全衛生教育における事項に留意すること。

イ 建設工事のように複数の事業者が同一の足場を使用することが想定される場合には、必要に応じ、足場上で作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めること。

## 4 足場を設置する事業者以外の事業者が留意すべき事項

労働者に足場上で作業を行わせる際には、足場を設置する事業者でなくとも安衛則第563条第1項第3号、安衛則第567条等に基づく措置の実施義務があることから、上記第3の4に掲げる足場上で作業を行う段階における事項及び5（3）に掲げる労働者の安全衛生意識の高揚に留意すること。また、足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を講ずること。

## 5 足場に関連した作業を行う労働者が留意すべき事項

ア 足場からの墜落防止措置は、労働安全衛生法令上、事業者には実施義務があるが、事業者から安全帯の使用を命ぜられた場合等には、労働者はこれに従う義務があることに留意すること。

イ 足場からの墜落・転落災害については、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業があった場合には、安衛則に基づく措置を実施しているにも関わらず被災している事例が散見されることに留意の上、定められた作業計画、作業手順等に基づき作業を行うこと。

## 6 労働災害防止団体、関係業界団体及び安全衛生教育機関が留意すべき事項

ア 労働災害防止団体、関係業界団体は上記に掲げる事項を各事業者が適切に実施できるよう、各種の指導・援助を実施すること。また、安全衛生教育機関は、足場の組立

て等作業に係る特別教育を事業者に代わって実施する場合には、これを計画的に実施すること。

イ 足場からの墜落・転落災害の9割以上に安衛則に基づく墜落防止措置の不備が認められることから、あらゆる機会を捉え、法令の周知徹底を行うこと。

#### 7 足場機材メーカーが留意すべき事項

ア 足場ユーザーの要望を踏まえた適切な機材の開発に努めること。

イ 必要とされる足場機材の安定供給に努めること。

#### 8 行政が留意すべき事項

ア 建設現場等足場が設置されている事業場等に対する個別指導や集団指導等の際はもとより、足場の設置計画の受理時、労働者死傷病報告の受理時等あらゆる機会を捉え、事業者に対して上記内容に基づく指導を徹底すること。

イ 労働災害防止団体、関係業界団体等と連携し、足場からの墜落・転落災害防止対策の更なる推進を図るとともに、中小建設事業者等が施工する建設現場に対する指導・支援を行うことにより、安全な足場の一層の普及を図ること。

ウ 発注者における足場からの墜落防止措置等の安全衛生経費（一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な経費を含む。）の積算計上、元請事業者が請負人に示す見積条件において墜落防止措置の実施者・経費負担者の明確化、請負契約における当該経費の明示について周知啓発を図ること。

(別添)

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について

### 1 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

(1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることが「より安全な措置」であること。

① わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。

a 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあつては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

(2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

### 2 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」において示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

### 3 足場等の安全点検の確実な実施

(1) 足場等の点検（「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。）に当たっては、資料に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者であつて、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

## 足場等の種類別点検チェックリスト ( ) 足場用-(注1)

## 足場等点検チェックリスト

工事名 ( ) 工期 ( ~ ) (注2)  
 事業場名 ( )  
 点検者職氏名 ( ) (注3)  
 点検日 年 月 日  
 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)  
 足場等の用途、種類、概要 ( ) (注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 墜落防止設備(則第563条第1項第3号イからハまでの設備)の取りはずし及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取りはずしの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび繫結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ(高さ×幅、層数×スパン数)及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

点検の内容例 ーわく組足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床付き布わくは、建わくに隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部にゆるみはないか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント、アームロック）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわくの脱落はないか ③交さ筋かいピンは確実にロックされているか ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか ⑤妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かいに变形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

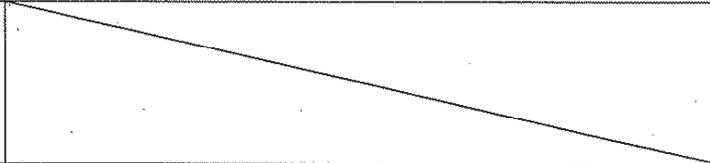
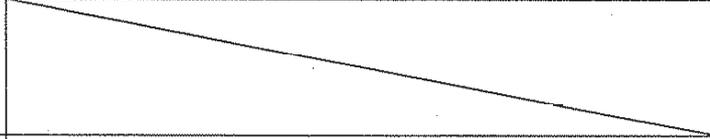
点検の内容例 ー単管足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか ④床材は、建地に隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか ③布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか ④建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか ⑤・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

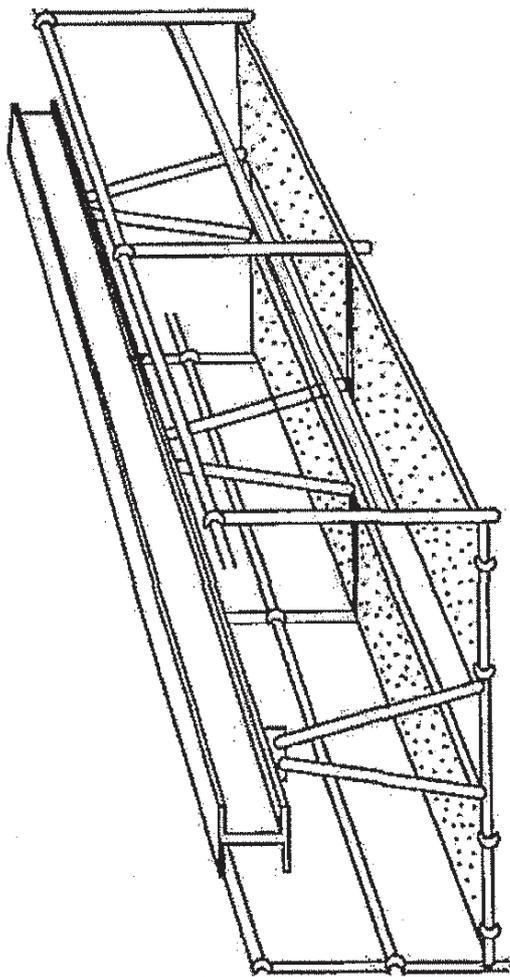
点検の内容例 ーくさび緊結式足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか ④床材は、建地に隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか ③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ⑤建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり網で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

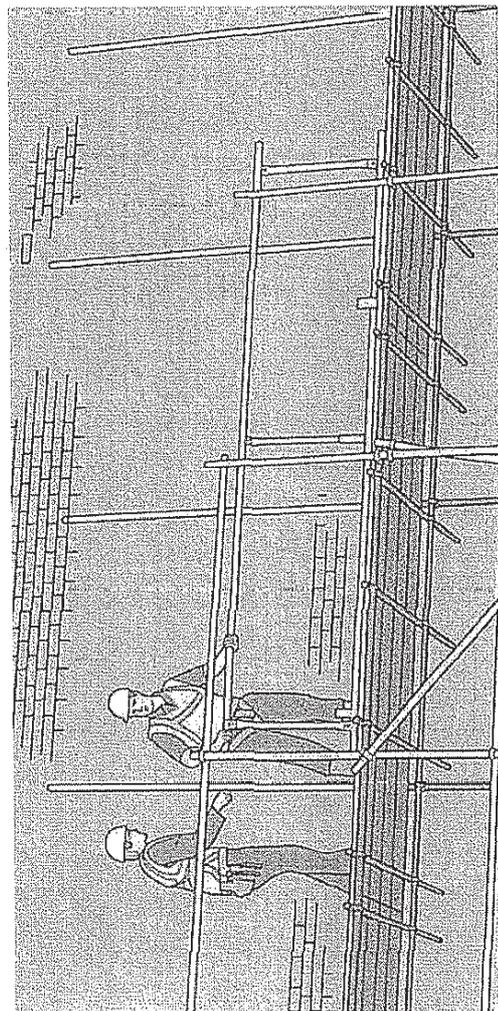
点検の内容例 一つり（柵）足場用一

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか ④床材は、隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①根太、つり桁の設置状態は計画通りか ②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか ③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ④・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハマまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか ③・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	①チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか ②つりチェーン間隔は設計どおりか ③つり金具はつり桁と確実に固定されているか ④・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・

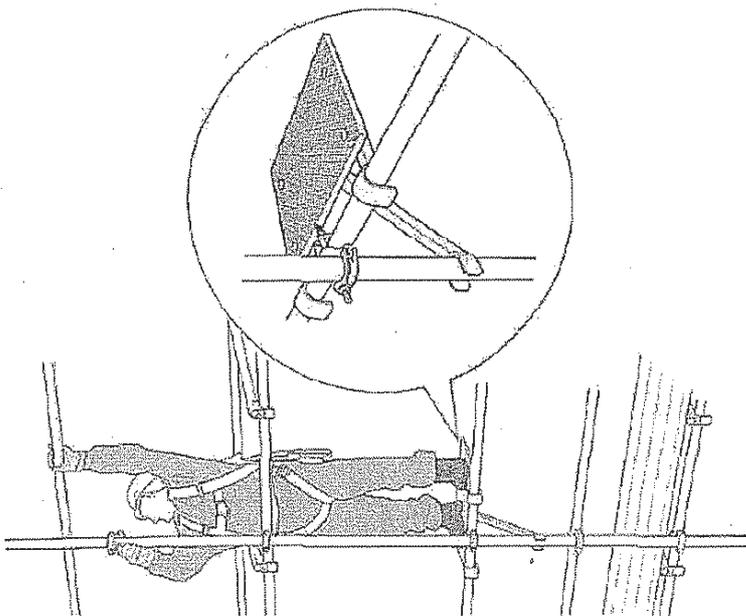
○足場の組立て等の作業時における設備的な墜落防止措置の例



例 1 : 鉄骨部材にあらかじめ取り付けられた「つりわく足場」



例 2 : 水平方向にスライドする先行手すりわく  
“Advanced Guardrail System(Horizontal application)”



例 3 : 作業台を用いた先行的な手すりの設置  
“Step-Up System”

出典

例 1 : 「鉄骨組立作業指針」(建設業労働災害防止協会)

例 2 及び 3 : 「SG4:05 Appendix A Interim Guidance on Collective Fall Prevention System in Scaffolding」(NASC 英国通路足場連盟)

# 足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について

～「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」のポイント～

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則（安衛則）に基づく墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

そのため、適切な墜落防止措置の実施に加え、足場や安全帯の確実な点検、作業手順の周知、労働者への安全衛生教育の実施などを各作業段階において実施することが必要不可欠です。

本リーフレットでは、足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、足場に関係する作業段階ごとの留意事項をまとめましたので、現場の実情に応じ、設計・計画段階から足場の解体に至るまでの総合的な安全対策を実施し、労働災害の防止に一層努めてください。

## 足場からの墜落・転落災害発生状況

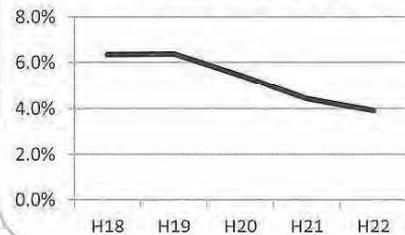
### ●労働災害発生状況の推移

(単位：人)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
休業4日以上 の死傷災害	141,364 (1,455)	143,529 (1,317)	132,609 (1,269)	108,081 (1,034)	110,441 (1,178)
うち、 墜落・転落	24,633 (357)	24,383 (348)	22,529 (315)	18,721 (279)	18,315 (285)
うち、 足場から	1,563 (32)	1,552 (32)	1,227 (34)	828 (29)	718 (39)

※ 資料出所：労働者死傷病報告

「足場からの墜落・転落災害」が  
全体に占める割合も減少傾向

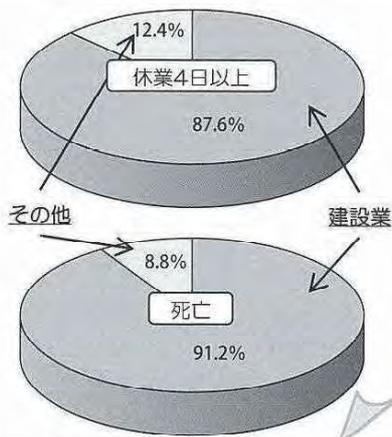


### ●「足場からの墜落・転落災害」の傾向 (平成21年度及び平成22年度発生分)

#### 業種別

○ 全体の約9割は「建設業」  
において発生

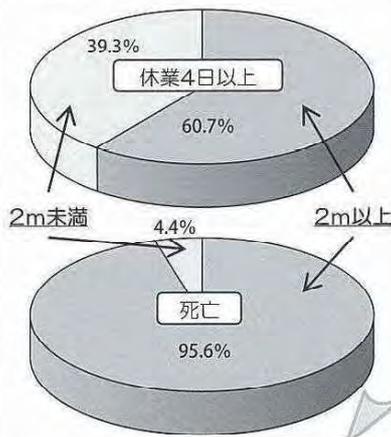
⇒ 中でも、ビル建築工事、  
木造建築工事で多発



#### 墜落時の高さ

○ 全体の6割、死亡の9割以上  
は「2m以上」で発生

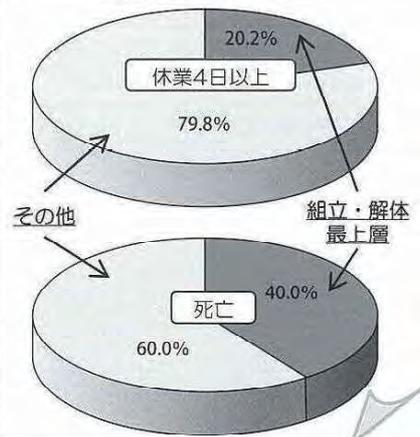
⇒ 「2m未満」の箇所であ  
っても要注意



#### 墜落時の作業

○ 「組立解体時の最上層」  
が全体の2割、死亡の4割  
を占めている

⇒ 最上層からの墜落は死亡  
に至る可能性が高い



## 足場からの墜落防止措置を検討する際の基本的な考え方

足場からの墜落防止措置の検討に当たっては、「建築物等の設計段階」から、「足場の解体」まで、それぞれの段階ごとに、以下の①から④の点を踏まえた対策を計画的に実施することが必要です。

① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討すること

② リスクアセスメントの観点から踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえて検討すること

③ 作業性の低下や不安全行動等により新たなリスクが誘発されないよう、本質的な安全対策を優先的に採用するよう努めること

④ 検討した対策を適切な管理のもとに総合的に実施すること

## 安全対策を検討する上での基本的な考え方

### 【検討に当たっての優先順位①】

- ・ 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置

### 足場からの「墜落・転落」について考えた場合の例

- ・ 「無足場工法」や「大組・大払工法」など高所作業が少なく済む工法や作業方法の採用
- ・ 高所での組立・解体作業を必要としないゴンドラや高所作業車の採用

### 【検討に当たっての優先順位②】

- ・ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策

- ・ 手すり等の設置など安衛則に基づく墜落防止対策の実施
- ・ 組立・解体時における最上層での作業に当たって手すり等をあらかじめ設置すること

### 【検討に当たっての優先順位③】

- ・ マニュアルの整備等の管理的対策

- ・ 墜落危険箇所への立ち入り禁止措置や、安全ネット等による墜落距離の低減
- ・ 作業主任者による適切な指揮、作業マニュアルの作成、不安全行動の防止に関する安全衛生教育の実施

### 【検討に当たっての優先順位④】

- ・ 個人用保護具の使用

- ・ 臨時に手すり等を取り外す際や組立・解体時等に手すり等を設けることが困難な場合における安全帯の使用
- ・ 墜落のリスクに応じた安全帯の「2丁掛」の徹底

## 安衛則に基づく墜落防止措置

### わく組足場

高さ15~40cmの位置に下さん

高さ15cm以上の幅木

手すりわく

いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋かい」 + 「下さん」  
※ 高さ15~40cmの位置
- ② 「手すりわく」

---

### わく組足場以外

高さ85cm以上の手すり

高さ85cm以上の手すり

高さ35~50cmの位置に中さん

高さ35cm以上の防音パネル等

両方の措置が必要です

- ① 「手すり」  
※ 高さ85cm以上
- ② 「中さん」  
※ 高さ35~50cmの位置

### わく組足場の妻面

わく組足場以外の足場に該当

両方の措置が必要です

- ① 「手すり」  
※ 高さ85cm以上
- ② 「中さん」  
※ 高さ35~50cmの位置

## 安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

### ● 「より安全な措置」

### わく組足場

「上さん」の追加

手すり先行専用型足場

【わく組足場】

- ・ 「上さん」の追加
- ・ 「手すり先行専用型足場」の設置

【わく組足場以外】

- ・ 「幅木」の追加

---

### わく組足場以外

「幅木」の追加

【わく組足場以外】

- ・ 「幅木」の追加

---

すき間がないように

建地と床材の幅は原則同じように

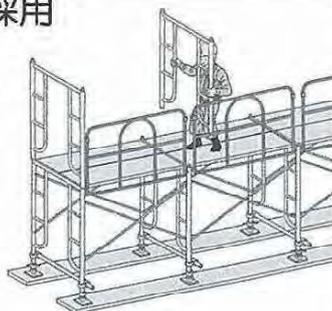
床材

建地

- ・ 「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
- ・ 「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

### ● 手すり先行工法の採用

- ・ 足場の組立等の作業には、積極的に「手すり先行工法」を採用しましょう



### ● 足場の点検の確実な実施

足場等の種類別点検チェックリスト ( ) 足場用 (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 ( ) 事業場名 ( ) 点検者職氏名 ( ) (注3) 点検日 (年 月 日) 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4) 足場等の用途、種類、概要 ( )	工期 ( ) (注2) ( ) (注3) ( ) (注4)
点検事項 (注6) 1 床材の引渡、取付及び取除きの状態 2 建地、桁、梁木	点検の内容 (注7) 足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用

# 1 足場に関連する各作業段階において留意すべき事項

## 建築物等の設計段階

発注者が留意すべきこと

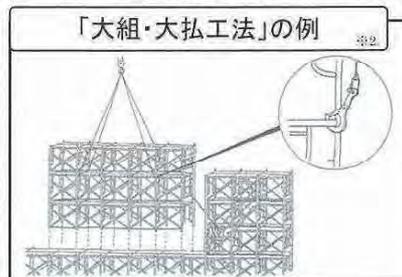
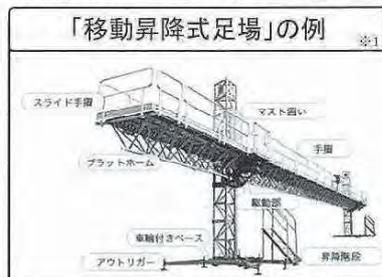
足場上での高所作業が少なく済むような工法を採用するようにしてください。

## 足場の設計・計画段階

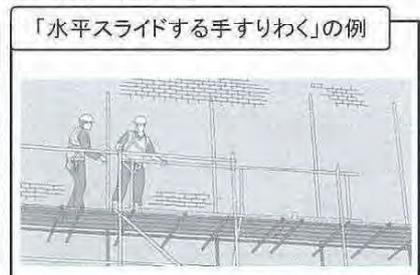
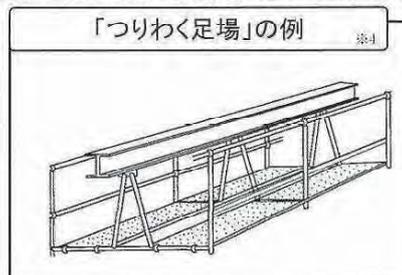
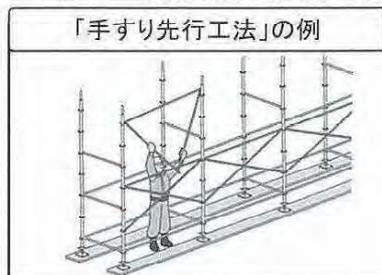
元方事業者・足場の設置業者が留意すべきこと

### (1) 足場の組立て等の際の最上層からの墜落・転落災害の防止

- ・ 高所での組立・解体作業が少なく済む工法を採用するようにしてください。
- ・ 「つり足場」など、組立・解体時のリスクが高い足場ではなく、ゴンドラや高所作業車を用いた工法についても検討してください。



- ・ 足場の最上層で組立て等々の作業を行う場合には、安易に安全帯等に頼らず、「手すり先行工法」等設備的対策を優先的に採用してください。



### (2) 通常作業時における墜落・転落災害の防止

#### 【墜落する「すき間」が少ない足場にしましょう】

- ・ 足場上での各種作業を考慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、現場の実態に即した墜落防止措置を採用してください。
- ・ 安衛則に基づく措置に加え、「より安全な措置」を積極的に採用してください。
- ・ また、墜落防止措置の効果を高めるため、作業床と建地の「すき間」は極力小さくしてください。



#### 【不安全行動をしないで済む足場にしましょう】

- ・ 昇降設備は足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に必要な数を設置してください。
- ・ 「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせて設置する等により、不安全行動の誘発を防止してください。



**(1) 作業手順に基づく作業の徹底について**

- ・足場の設置計画に応じ、具体的な「作業手順」を定め、労働者に周知するとともに、「作業手順」に基づく安全な作業を徹底してください。

作業手順に含めるべき事項

- ・組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序
- ・設置する足場の種類に応じた組立方法 等

作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しましょう！

**(2) 「作業主任者」等の職務について**

- ・高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。また、高さ5mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても「作業指揮者」を指名し、「作業主任者」の職務に準じた事項を行わせてください。
- ・新しい技術や様々な機材に対応できるよう、「作業主任者」には定期的に「足場の組立等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めてください。

安全帯を着用していたにも関わらず使用していなかったために墜落

安全帯の使用状況の監視を！

安全帯の破断により墜落を食い止められなかった

安全帯の機能の点検を！

特に徹底が必要



安全帯の点検 ※7

**(3) 安全帯の使用について**

- ・安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置してください。
- ・足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ安全帯取付設備を設置してください。

安全帯を使用していたが掛け替え時に墜落

足場の組立て等作業時は「安全帯の二丁掛け」を基本に！

墜落時の衝撃緩和のため、「ハーネス型安全帯」の採用を！



ハーネス型安全帯 ※8

**(4) 「手すり先行工法」について**

- ・「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく作業を徹底して下さい。
- ・「手すり先行工法」を採用した場合であっても、妻側や躯体側からの墜落を防止するため、安全帯を併用してください。

**(5) 足場の点検について**

- ・足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、完成した足場上で安全に作業を行うために必要不可欠な事項です。
- ・十分な知識・経験を有する点検実施者により、足場の種類に応じたチェックリストを作成し、必要な事項についてもれなく点検してください。

「点検実施者」として望ましい者

「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」修了者等十分な知識・経験を有する者

①「点検で異常を認められた際の補修等」

②「点検結果の記録・保存」

についても忘れずに！

## 足場上で作業を行う段階

元方事業者、足場の設置業者以外の事業者が留意すべきこと

### (1) 作業計画の作成について

- ・足場上での作業の実施に当たっては、「作業計画」を作成し、これに基づく作業を徹底してください。

#### 作業計画に含めるべき事項

- ・足場上での作業箇所や作業範囲
- ・作業に伴う手すり等の取外しの有無及びその際の方法
- ・取り外した手すり等の復旧等に関する内容 等

「手すり等の取外し」や、「身を乗り出している作業」を行わないで済むような作業方法を検討しましょう！

次のような場合は、責任者への報告を徹底してください

- ① 不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合
- ② 作業計画では想定していなかった手すり等の取り外しを行う場合

労働者個人の判断で行わせないように徹底を！

### (2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

- ・手すり等を臨時に取り外す場合は、安全帯の使用等を徹底してください。

作業と直接関係のない労働者が手すり等を臨時に取り外した箇所から墜落

作業箇所への関係労働者以外の立入禁止措置の実施を！

特に徹底が必要

臨時に取り外した手すり等を元に戻さずに別の作業を行った労働者が墜落

臨時に取り外した手すり等の復旧及び責任者への報告を！

墜落防止措置  
取外し作業中

関係労働者以外

立入禁止

作業会社 月 日 月 日 時 分

立入禁止表示の例

### (3) 安全帯の使用について

- ・労働者に安全帯を使用させる場合は、足場の組立て等の作業段階時に準じた対策（5ページの(3)）を行ってください。

### (4) 足場の点検について

- ・日々の作業開始前には、手すり等の点検及び補修を実施してください。

## その他の留意事項

元方事業者・足場設置業者以外の事業者が留意すべきこと

### (1) 安全衛生教育等の実施について

- ・雇入れ時教育や新規入場者教育、朝礼時のミーティング等の場において、本リーフレット等を活用し、安衛則に基づく措置の効果やその必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めましょう。

足場からの墜落・転落災害の9割以上は、安衛則に基づく措置が不十分な足場で発生

安衛則に基づく措置が適切な足場で発生した災害のほとんどは、「不安全行動」等が原因

### (2) 足場の作業床の整理整頓について

- ・足場の作業床が常に有効な状態となるよう、資材や工具の整理整頓に努めましょう。

足場上に放置された資材や工具での「つまづき」が墜落につながるおそれがある

### (3) 労働者の健康管理等について

- ・足場上で作業を行う労働者の健康状態の把握に努めましょう。

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足による足元の「ふらつき」が墜落につながるおそれがある

## 2 各主体における留意事項

### 建設工事発注者

- ・ 足場の上での高所作業が少なく、済む工法の採用と、足場からの墜落防止対策に必要な経費について配慮してください。

### 特定元方事業者・元方事業者

- ・ 「注文者」として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意し、関係請負人が墜落防止措置を採るために必要な経費についても配慮してください。

### 足場を設置する事業者

- ・ 足場の設置計画の作成、計画に基づく作業の実施に当たっては、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意してください。
- ・ 複数の事業者が同一の足場を使用する場合は、足場上での作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めてください。

### 足場を設置する事業者以外の事業者

- ・ 足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を採ってください。

### 足場に関連する作業を行う労働者

- ・ 事業者から安全帯等の使用を命じられた場合には、労働者は従う義務があることに留意してください。

安全帯の使用を指示されたにも関わらず、作業の邪魔になるため使用せずに墜落

ルールを遵守した安全な作業に努めましょう！

### 労働災害防止団体、関係業界団体

- ・ 各作業段階における安全確保のための実施事項を各事業者が適切に実施できるよう、指導・援助を実施してください。

### 足場機材メーカー

- ・ 足場ユーザーの作業性の向上に配慮した適切な機材の開発、必要とされる足場機材の安定供給に努めてください。

### 行政

- ・ 関係団体と連携の上、あらゆる機会をとらえて、関係者に対して措置の周知及び徹底に努めます。

関係者が一丸となって、足場からの墜落・転落災害の大幅な減少に向けた「総合的な対策」を推進しましょう！

## 足場からの墜落防止措置の検証・評価結果（平成22年度発生分）

災害事案における安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

分析対象: 378件

・組立解体時の最上層からの墜落: 100件  
・通常作業時等: 278件

安衛則に基づく措置  
「有」: 31件 (8.2%)

不安全行動等  
「有」: 26件

不安全行動等  
「無」: 5件

安衛則に基づく措置  
「無」: 347件 (91.8%)

不安全行動等  
「有」: 121件

不安全行動等  
「無」: 226件

○ 足場からの墜落・転落災害の9割以上は安衛則に基づく措置が適切に実施されていない現場で発生しています。

○ 足場からの墜落・転落災害の更なる減少を図るため、安衛則に基づく墜落防止措置（※）の徹底を図りましょう。

※ 墜落防止措置の具体的な内容は、3ページを参照してください

- 「安衛則に基づく措置」を実施しており、かつ、「不安全行動等」も認められなかった災害事例には、次のようなものがあります。
- 以下の災害事例を参考として、安衛則に基づく墜落防止措置に加え、「安全帯の点検」等の管理的対策の徹底を図るとともに、「より安全な措置」の積極的な採用に努めてください。

### 【災害事例①】

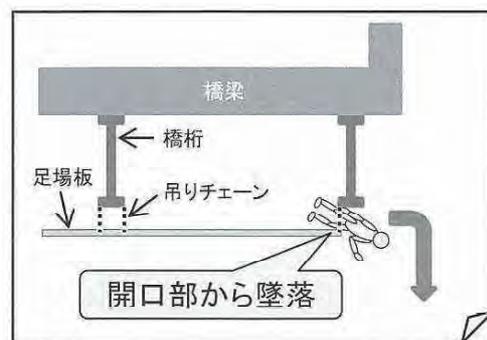
- ・ 足場の組立作業を実施していた際に足を滑らせて墜落したもの。
- ・ 安全帯は使用していたが、墜落した際にロープが破断したことにより、墜落を食い止めることができず、被災したもの。



「安全帯」の機能を点検し、不良品は取り除きましょう！

### 【災害事例②】

- ・ 橋梁の点検作業中、めまいが発生し、「つり足場」の開口部から墜落したもの。
- ・ 開口部は、足場を固定するチェーンの設置箇所であり、作業床からの高さは約37cmであった。



「幅木」の設置等の「より安全な措置」を積極的に採用しましょう！

○イラスト等出典

※1 [エスアールデータカミヤ株式会社ホームページより]

※2 [足場の組立て等工事の作業指針 建災防]

※3 [株式会社アイチコーポレーションホームページより]

※4 [建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 建災防]

※5 [株式会社トーケンホームページより]

※6 [アルインコ株式会社ホームページより]

※7 [ポリマーギア株式会社ホームページより]

※8 [藤井電工株式会社ホームページより]

※ 本リーフレットは、厚生労働省の委託事業として佐藤工業株式会社が実施している「墜落・転落災害防止対策推進事業（建設業）」の一環として作成したものです。

◆ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に関する詳しい内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省法令等データベースサービス <http://www.houreimhlw.go.jp/hourei/>

2012.3

# 熱中症を防ごう!

**事業主さん、働く皆さん**  
**高温多湿な環境では熱中症が多発します。**  
**職場の熱中症予防に努めましょう!**

## 1 作業環境管理

### (1) 休憩場所の整備など

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。

### (2) 暑さ指数(WBGT値)<sup>\*</sup>の活用など

- たとえ温度が低くても、湿度が高い場合には熱中症になるおそれがあることに注意しましょう。
- 暑さ指数(WBGT値)を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- 高温多湿な作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。

<sup>\*</sup> 暑さ指数(WBGT値)とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。

## 2 作業管理

### (1) 作業時間の短縮など

- WBGT値、作業の状況に応じて、以下のような対策を講じましょう。
- ① 作業の休止時間・休憩時間の確保
  - ② 連続作業時間の短縮
  - ③ 身体作業強度が高い作業の回避
  - ④ 作業場所の変更

### (2) 熱への慣れ・適応(順化)

- 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けましょう。
- 例：7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

### (3) 水分・塩分の摂取

- のどの渇きを感じなくても、定期的な水分・塩分の摂取を行うよう指導し、チェック表、作業中の巡視における確認などにより、摂取を徹底しましょう。
- 透湿性、通気性の良い服装をさせましょう。



#### (4) 作業中の巡視

- 作業中は巡視を頻繁に行い、定期的に水分・塩分を摂取しているか、健康状態に異常はないかを確認しましょう。

### 3 健康管理

#### (1) 健康診断結果に基づく対応など

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。  
⇒・健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

#### (2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。  
⇒・日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってください。
  - ・朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者に対して、熱中症を予防するための対応が必要であることを知らせ、主治医から熱中症を予防するための対応の指示があった場合は、事業者申し出るよう指導しましょう。

#### (3) 労働者の健康状態の確認など

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状※が現われた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じて救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。
  - ①涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。
  - ②衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。
  - ③自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

※熱中症では、以下のような症状が現れます(Ⅲ度が最も重症)。

I度: めまい、失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗

Ⅱ度: 頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感

Ⅲ度: 意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温



詳細情報 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei33/index.html>